

民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「事業」という。）において、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「戦略拠点」という。）に登録された民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）が、県内に本社又は本店を置く中小企業と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、企業がプロフェッショナル人材を採用することで、企業の成長戦略の実現を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材で、別表に掲げる分類の者をいう。
- (2) 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点とは、プロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起し、都市圏に多く存在するプロフェッショナル人材のU I Jターンを促進することにより、県内中小企業の成長戦略を実現するために、公益財団法人 福島県産業振興センターに設置した拠点をいう。
- (3) 登録人材紹介会社とは、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者であって、この要領により登録を受けた事業者をいう。ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金及び基本金等の2分の1以上を出資している法人を除くものとする。
- (4) 人材紹介手数料とは、法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(登録の方法)

第3条 登録を申請しようとする者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、戦略拠点に提出しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式及び申込み手順がわかるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの

- (6) 職業紹介実績が分かるもの
 - (7) その他必要と認める書類
- 2 戦略拠点は、人材紹介会社登録申請書（様式第1号）の提出があったときには、必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- (1) 有料職業紹介事業の許可を有すること。
 - (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
 - (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
 - (4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。
- 3 事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法第32条の9の規定により許可の取消があったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、失効する。

（登録の条件）

第4条 第3条に規定する人材紹介会社登録申請書（様式第1号）を提出する際には、次の条件を承諾して提出することを条件とする。

- (1) 事業を効果的に運用するため設置する福島県プロフェッショナル人材戦略協議会の取組に協力するとともに、同協議会関係者間の連携を強化すること。
- (2) 登録人材紹介会社及び県内中堅・中小企業が、プロフェッショナル人材の個人情報を戦略拠点、国及び県へ提供することについて、あらかじめ当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ておくこと。
- (3) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、報告対象期間の翌月10日までに職業紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。

（変更届）

第5条 登録人材紹介会社は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、変更届（様式第3号）により速やかに戦略拠点に届出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき。

（登録の取り下げ）

第6条 登録人材紹介会社は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第4号）を戦略拠点に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき。

(2) 正当な理由がないのに、第4条に定める遵守事項を怠ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第8条 戦略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、戦略拠点が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月5日から施行する。